※本仕様書は、当該業務委託の企画提案募集にあたり、業務の大要として、業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものであり、最終的な業務委託仕様書は、受託者決定後、協議の上、県が作成する。

養老渓谷におけるナイトタイムイベント開催業務
委託仕様書

１　業務名
養老渓谷におけるナイトタイムイベント開催業務

２　委託期間
契約締結日から令和８年８月３１日（月）まで

３　実施目的
本業務は、養老渓谷における観光客の滞在期間の長期化や観光客数の増加を図るため、ナイトタイムイベント（以下「イベント」とする。）を開催するものである。

なお、イベントにおいては、自然を活用した観光地域づくり促進事業の趣旨に合い、養老渓谷の自然景観を活かしたデジタル技術を活用したアート作品（以下「デジタルアート作品」とする。）を展示するものとする。

４　開催期間
令和８年３月２８日（日）～5月２４日（日)、毎日１８：３０～２１：００を目安に開催

※イベントの開催期間・時間は、最終的に県と協議の上決定すること。

５　イベント会場
旧中瀬キャンプ場（夷隅郡大多喜町葛藤９６０）周辺（位置図は別紙）

※会場の使用期間は、イベント準備・撤去期間を含み令和８年１月～６月とすること。

※土地使用契約は県が土地管理者と締結するが、土地使用料月額４００，０００円については委託料に含み、受託者が土地の管理者に毎月支払うこと。

※電気代・通信費については委託料に含み、土地管理者と調整の上受託者が支払うこと。

※使用料の支払いやイベントにかかる機材・作品の設置等に関しては、県及び土地の管理者と調整の上、対応すること。

６　イベント内容等
（１）デジタルアート作品の制作・展示
イベント会場内において、デジタルアート作品を制作し展示すること。なお、デジタルアート作品は、以下ア～カの条件を満たすものとし、企画提案書の中で提案すること。

ア　コンピューター・プログラムやLED等を用いて制作されたものであること。

イ　設置場所の自然景観を活かしたものであること。

ウ　観覧者が触れたり、操作したりする作品を展示する場合、展示期間中にこれらに耐えうるものであること。

エ　「３　開催期間」に記載の期間中の常設展示に耐えうるものであること。

オ　幅広い年齢層を対象とし、県内外からの誘客が見込めるものとすること。

カ　関係法令や公序良俗に反しない作品であること。

（２）イベント運営
イベント運営にあたっては、以下ア～コについて留意することとし、運営体制等について企画提案書の中に記載すること。

ア　企画全体の立案

（ア）イベントタイトルを作成すること。また、企画提案書の中で提案すること。

（イ）会場レイアウトを作成すること。会場レイアウトは、来場者の動線や、混雑時の来場者の滞留場所にも配慮し、混雑緩和に努めること。

イ　運営体制の整備及び運営責任者の設置

（ア）本業務の全体責任者及び各業務の責任者・担当者を配置すること。

（イ）責任者及び担当者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。
※変更を要する場合は事前に県と協議し、承認を得ること。

（ウ）業務が円滑に実施され、かつ高い効果の獲得が可能な体制を構築すること。

（エ）緊急時（災害発生時、怪我・病人発生）等の危機管理対応を含め、安全かつ確実に業務が実施できる体制を構築すること。

（オ）運営マニュアルを作成しスタッフ間でも共有すること。来場者の誘導や混雑時の会場内誘導等に特に配慮すること。

（カ）会場内もしくは会場付近に、運営本部を設置し、スタッフや関係者が控えることができるスペースを準備すること。

ウ　スタッフの手配

（ア）イベント実施に必要なスタッフを手配すること。

（イ）必要に応じて、スタッフの現地までの交通手段を手配すること。

（ウ）会場内外で対応するスタッフ衣装は統一感のあるもので揃え、来場者からスタッフであることが分かるようにすること。

エ　会場運営業務

（ア）会場入口にスタッフを配置し、来場者の入場チケット確認を行い、会場内への入場管理を行うこと。

（イ）会場内に、来場者誘導、案内、暗部や段差がある場所における注意喚起・転落防止等を行うスタッフを配置すること。

（ウ）スタッフの増員や配置変更について県が必要と判断した場合、県の指示に従うこと。

オ　デジタルアート作品の管理（日常点検・保守、盗難防止等）

（ア）展示するデジタルアート作品についてイベント期間中の日常点検・保守を行うこと。

（イ）スタッフが展示中にコンテンツの不具合や汚破損等を発見した場合、マニュアル等に基づき対応できる体制とすること。なお、対応が不可能な場合は、県へ速やかに連絡し、指示を仰ぐこと。

（ウ）イベント開催時間以外においても、デジタルアート作品や関連する機材等が盗難・破損されないように対策や警備をすること。

カ　入場者数等の管理

（ア）チケット販売システム等により入場チケット数を管理すること。

（イ）一日あたりの入場上限人数を平日６００人、休日７００人程度と想定しているが、詳細は県と協議の上決定すること。

（ウ）入場チケットの販売は事前予約販売とするが、入場チケット購入者のほか、養老渓谷温泉郷に所在する宿泊施設宿泊者が入場できるようにすること。なお、宿泊者の入場は一日あたり１００名程度を見込んでいることから、チケット販売枚数は一日５００～６００枚程度となる想定である。

（エ）入場チケットは二次元バーコード等の電子チケットを活用し、入場時間帯別に枚数制限を設けて販売すること。会場入口で入場チケットを読み取れる機器を手配し、来場者がスムーズに入場でき、入場待ちの滞留ができないようにすること。

（オ）宿泊者の入場については紙チケットを用意し、宿泊施設のフロントでの配付を想定すること。

キ　来場者用駐車場

（ア）中瀬キャンプ場周辺駐車場を利用すること。

※徒歩１０分圏内に４カ所計約２４０台分の民間駐車場あり。

（イ）駐車場料金は１台あたり５００円とし、徴収した駐車料金は、駐車場管理者、県と協議の上で精算処理をすること。

（ウ）イベント用駐車場であることや、駐車場からイベント会場までのアクセスルートがわかるように案内看板等を設置すること。

（エ）駐車場誘導スタッフを配置し、渋滞や路上駐車等が発生しないようにすること。

ク　電車来場者対応

（ア）休日は電車利用による来場者も想定し、シャトルバスの運行を想定すること。

（イ）１００名程度の来場を想定し、５０名程度が乗車可能なバス２台を手配し運行すること。

（ウ）シャトルバスの運行時間・区間は県と協議の上で決定するが、企画提案にあたっては、行きは養老渓谷駅～中瀬キャンプ場間、帰りは中瀬キャンプ場～上総牛久駅間の運行を想定すること。

ケ　救護・安全対策等業務

（ア）来場者の救護体制を構築し、救護マニュアルを作成すること。

（イ）救護所を設置し、救護人が発生した場合に収容できるようにすること。

（ウ）避難経路の確保及び緊急時対応マニュアルを作成すること。

※緊急時（地震等）の危機管理や防火、事故防止対策等、安全に十分配慮し、消火器等の適切な機材を用意すること。

コ　その他運営進行管理業務

（ア）運営に必要な各種備品等の手配・管理を行うこと。（例：スタッフ・関係者証、車両証、イス、机、受付、備品、文房具、連絡用のトランシーバー等)

（イ）イベント期間中のリスクに備えるため、イベント保険に加入すること

（ウ）その他、関係機関からの指導や県が運営に必要と判断したものがあれば、指示に従い対応すること。

（３）内覧会の開催

イベント開催に先立ち、地域住民や関係者、マスコミ向けの内覧会を開催すること。

（４）オープニングイベント

開催初日にはデジタルアート作品の点灯式など、イベントを開催すること。

（５）イベント入場料

イベント入場料については一人１，５００円を想定して積算すること。なお、最終的な入場料については、県と協議の上決定すること。

入場料収入は本業務費用に充てることとし、企画提案の中でも事業財源として事業費を算出すること。企画提案にあたっては、以下の入場料想定を参考に事業費を算出すること。

【入場料想定】

〇平日：１，５００円×２５０人×３５日≒１３，０００，０００円

〇休日：１，５００円×５５０人×２３日≒１８，５００，０００円

合計　３１，５００，０００円

（５）会場施工、管理及び撤去

会場内の施工、管理及び撤去にあたっては、以下ア～コについて留意することとし、施工方法や安全対策等について企画提案書の中に記載すること。

なお、会場入口からキャンプ場側へ川を渡る際には車両によるアクセスができないため、留意すること。

ア　会場内を清潔に保つため、ごみ回収・処理を行うこと。必要に応じてゴミ箱を設置すること。

イ　会場内もしくは会場入口付近に仮設トイレを手配し、計１０基以上設置すること。仮設トイレは衛生的で清潔なものを採用し、随時の清掃や維持管理を行うこと。イベント終了後は撤去すること。なお、仮設トイレの設置場所や男女別の内訳等は、県と協議の上決定すること。

ウ　来場者誘導や会場入口の看板の設置や、会場内装飾を行うこと。

エ　会場に段差やぬかるみ等がある場所は養生等を行い、来場者が安全に通行できるようにすること。

オ　暗所においては安全に歩行ができるように足元灯等を設置すること。

カ　養老川を渡る中瀬遊歩道について、夜間でも安全に通行できるよう、仮橋を設置すること。仮橋は通行人が擦れ違うことができる幅とし、転落防止のため手すりを設置すること。なお、仮橋設置については、税込２，０００，０００円程度と想定しているので、費用算出において参考とすること。

キ　仮橋等、安全管理のために河川区域にした仮設工作物は、止水期内（５月中）に撤去を完了すること。

ク　川越しに荷物を運搬できる索道等を設置し、デジタルアート作品の展示・撤去を行うこと。なお、索道（耐荷重約３００kg）設置費用については、税込１，６５０，０００円程度と想定しているので、費用算出において参考とすること。

ケ　デジタルアート作品の展示に電力やインターネット回線が必要な場合は設置・撤去すること。なお、電力・インターネット回線引込工事については、税込１１，０００，０００円程度と想定してるので、費用算出において参考とすること。

コ　会場内の雑草等がデジタルアート作品の設置やイベントの運営に支障をきたす場合、適宜草刈り等を実施すること。

サ　会場は自然に囲まれた環境にあり、予期せぬ会場施工の必要性が発生する可能性があるが、その場合も臨機応変に対応すること。

シ　その他、会場の安全管理上必要と判断した場所については安全対策を講じること。また、関係機関からの指導や県が運営に必要と判断したものがあれば、指示に従い対応すること。

ス　会場施工にあたり土地の管理者の許可等が必要な場合は、県及び土地の管理者と調整の上、対応すること。

セ　会場施工・管理に必要資材等一切のものは受託者が手配・管理すること。

ソ　イベントが終了し、デジタルアート作品や施工した工作物の撤去が完了した際には、原則として現状復帰を行うこと。

（６）イベント広報

ア　Web 広告

イベントの内容について、Web 広告を活用したプロモーションを行うこと。利用するWeb 広告や発信先のターゲット等について、企画提案書の中で提案すること。

イ　ポスターの作成

イベント広報用のポスターを最低１００部以上作成すること。また、イベント周知のために必要と考えられるポスター部数や掲出先について提案すること。デザインや掲出先・期間等は県と協議の上、決定すること。

ウ　チラシの作成

イベント広報用のチラシを最低２，０００部以上作成すること。また、イベント周知のために必要と考えられるポスター部数や配架場所ついて提案すること。デザインや配付先・期間等は県と協議の上、決定すること。

エ　その他、誘客につながる効果的な広報

その他、イベントの認知や誘客につながる効果的な広報手段があれば企画提案書の中で提案すること。

（７）各種申請作業等

ア　業務の実施にあたり、官公庁等への届出・申請等が必要な場合は、県と協議の上、手続きを行うこと。

イ　届出・申請等に手数料等の負担が生じる場合、当該手数料は委託料に含まれるものとする。

（８）自由提案

その他、イベントの充実や PR に繋がる取組について独自の提案があれば、目的や期間、会場、内容等を企画提案書に記載すること。

７　成果物の納品

本業務完了後、業務完了報告書（PDF データ）を契約期間内に電子データで納品すること。イベント実施の上で作成した JPEG データや mp4 データの成果物や記録がある場合は合わせて提出こと。

８　著作権の譲渡等

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

（1）本業務の受託者は、著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条（複製権）、第２３（公衆送信権等）、第２６条の２（譲渡権）、第２６条の３（貸与権）、第２７条（翻訳権・翻案権等）及び第２８条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利並びにその他の知的財産権は、全て県に無償で譲渡するものとする。

（2）成果品について、受託者その他第三者が著作者人格権、実演者人格権、その他の人格的権利を有する場合には、県及び県の指定する第三者に対して当該権利を行使せず、また第三 者が行使しないよう措置するものとする。

（3）成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

（4）県は、成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。

（5）受託者は、県の了解のもとに成果品を使用することができる。

（6）本業務の遂行にあたり受託者が独自に作成した著作物についても成果品として県に無償で引き渡すこととし、著作権の扱いは、（1）～（5）の規定を準用する。

９　留意事項

（1）本業務の実施にあたっては、県と協議又は打合せを綿密に行うとともに、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。なお、協議又は打ち合わせは、県の求めに応じ実施するものとする。

（2）業務の実施に際しては、変更が生じる可能性があるが、その場合も柔軟に対応するものとし、県が求める事項は最大限実現できるよう努めること。

（3）業務の全部を第三者に再委託してはならない。なお、業務の一部を再委託する場合は、県に再委託の申請をすることとし、高い効果が見込めると判断した場合は認めるものとする。

（4）受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。

（5）本仕様書に記載されていない事項については、県と協議すること。

（6）本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と協議すること。

（7）製作物等は原則環境配慮物品を使用すること

（8）天災等受託者の責めに寄らない事情によりデジタルアート作品の一部又は全部の撤去や再設置をする必要がある場合、県と協議の上対応すること。

（別紙）

○養老渓谷エリア広域図